

解体事業者
の皆様へ

建築物を解体する際には、 浄化槽が埋設されていないか 今一度確認をお願いします。



使用が廃止された浄化槽内に残存する汚泥等は、
『一般廃棄物』に該当します。

当該汚泥等を流出、地下浸透させる行為は、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）
第16条（不法投棄）の規定により**禁止**されています。

罰則：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金
法人の場合は3億円以下の罰金

解体の見積りをする際に…

- 施主に浄化槽の有無を確認してください。
 - 浄化槽がある場合は、**浄化槽の撤去工事前**に浄化槽内の汚泥等を引き抜き、適正に処理（**最終清掃**）する必要があります。
 - 一般廃棄物処理業の許可を有する者（以下「一般廃棄物処理業者」）でなければ最終清掃を行うことはできませんので、一般廃棄物処理業者へ連絡してください。
 - 最終清掃の委託は、施主が一般廃棄物処理業者に直接行う必要があります。
 - 解体事業者は、解体工事費に最終清掃に係る費用を含めることはできませんので注意してください。
- ※一般廃棄物処理業者については、解体工事現場の市町村役場へ確認してください。

解体工事を実施する際に…

- マンホールがある場合は、浄化槽でないか確認してください。
- 見積りに確認できていない浄化槽がある場合は、一般廃棄物処理業者に連絡し、最終清掃が完了しているか確認してください。
- 最終清掃が完了していない場合は、施主に一般廃棄物処理業者へ最終清掃を委託するよう依頼し、最終清掃が完了した後、撤去工事に着手してください。

最終清掃が完了したら…

- 施主に「浄化槽廃止届」を提出する必要があることと、詳細は県事務所等（裏面に記載）に確認することを伝えてください。

解体事業者
の皆様へ

建築物を解体する際には、
浄化槽が埋設されていないか
今一度確認をお願いします。



岐阜県

浄化槽の撤去の際に…

- 最終清掃後の浄化槽の本体については、雨水貯留槽等として有効活用する場合などを除き、撤去時に排出される『産業廃棄物』に該当します。
- 当該産業廃棄物の排出事業者は、解体工事の元請け業者です。
- 浄化槽内に土砂等を投入し、地下に残置させる行為は、廃棄物処理法第16条(不法投棄)の規定により**禁止**されています。その他の地下工作物についても、有効活用せず地下に残置する行為は同様に禁止されています。

問合せ先

- 浄化槽内の汚泥の適正処理に関すること、一般廃棄物処理業者に関すること
▶ 各市町村役場 廃棄物担当課 まで
- 浄化槽法に関すること、産業廃棄物の処理に関すること
※岐阜市内に設置されている浄化槽については、岐阜市役所にお問合せください。

(岐阜市以外の地域)

浄化槽が設置されている市町村	問合せ先	電話番号
羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	岐阜地域環境事務所	058-272-8324 (廃棄物対策係 浄化槽担当)
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	西濃県事務所	0584-73-1111 (環境課 廃棄物対策係)
揖斐川町、大野町、池田町	揖斐県事務所	0585-23-1111 (環境課 環境保全係)
関市、美濃市、郡上市	中濃県事務所	0575-33-4011 (環境課 環境保全係)
美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	可茂県事務所	0574-25-3111 (環境課 廃棄物対策係)
多治見市、瑞浪市、土岐市	東濃県事務所	0572-23-1111 (環境課 廃棄物対策係)
中津川市、恵那市	恵那県事務所	0573-26-1111 (環境課 環境保全係)
高山市、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨県事務所	0577-33-1111 (環境課 廃棄物対策係)



【発行】岐阜県 環境エネルギー生活部 廃棄物対策課

TEL. 058-272-8217 (産業廃棄物係)
058-272-8219 (一般廃棄物係)